

第2回検討会議での論点整理とそれに対する対応

多文化共生推進の方向性（→二次素案では「施策のポイント」に変更）

議論1 「生活者として受け入れる」という記述

(1)の「生活者として受け入れる」という視点から考えるという部分について、疑問を抱いた。国の話であればわかるが、自治体では生活者として入ってきて、否応なしにずっと関わってきているわけである。国が生活者として受け入れるという言葉を使ったが、それは日系定住外国人であるから使えたわけである。外国人住民全体を考えたときに、日系人以外の人に対してどうするかということを考えると、この言葉の使い方は考えなければならないのではないかと思う。〈小島委員〉

小島委員の発言はそのとおりだと思う。だが、どうしたらいいだろうか。〈事務局〉

自分の中では、出稼ぎの対義語が生活者というようなイメージがある。〈伊東委員〉

5年間の現行プランに関する施策を進めてきて、次のプランでもまたこれなのかというような感じもする。〈土井委員〉

その内容は、すでに前段で書き込まれているという考え方で、(1)を削除するというのはどうだろうか。そうすると、外国人と協働するという項目が一番に来ることになる。〈池上委員〉

しかし、(1)にある継続的・広域的な制度・仕組みづくりという言葉を残しておきたい。〈伊東委員〉

それでは、そのことをここではなくプラン策定の趣旨など、前のほうで書いてしまっただろうか。そうすると今の意見を生かすことができる。〈池上委員〉

⇒「生活者として受け入れる」という項目は削除し、プラン策定の趣旨を以下のように修正（本編4ページ）。

1 プラン策定の趣旨

.....

そのため、こうした新しい担い手と一緒に、課題に対応するだけでなく、地域の発展や暮らしやすい社会づくりに資する施策を計画的かつ総合的に展開し、**継続的・広域的な制度・仕組みづくりをより推進していく**ためのプランを策定する必要があります。

そこで、前プランの期間満了に伴い、新しい「あいち多文化共生推進プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。

議論2 「外国人」という言葉の使用

「外国人」という言葉をあえて使う必要があるのかと考えた。多文化共生と言っておきながら、外国人と日本人の二分化しているのではないか。具体的な施策について書いている部分では必要かと思うが、ここは方

向性を書く部分であるので、ここであえて二分化する言葉を書く必要があるのかと考えた。〈小島委員〉

具体的に外国人という言葉を使わずに書く場合の代替案はあるか。〈池上委員〉

住民という言葉を使うということもあるが、住民という言葉を使うと相手が誰かということがわからなくなるかもしれない。〈小島委員〉

外国人も日本人も含んだ意味の言葉を使ったほうがいいのか。〈事務局〉

そのほうがいいと思う。〈小島委員〉

これは言葉の問題でなく、中身の問題であるが、多文化共生という言葉を使った時点で、日本にいる日本人の住民とそうではない人が一緒にという意味を含んでいる。そのため、「外国人も日本人も」という表現になっている。現行プランでは、外国人にとって住みやすいというような表現になっていたが、この案では、誰にとっても住みやすいというような工夫された表現になっている。そのため、これ以上表現を工夫していくと、焦点が見えにくくなるのではないだろうか。その点で、「外国人と協働する」という言葉の中に、日本人がというニュアンスが隠れており、外国人と日本人が協働するという意味になっている。そういった表現にすれば、少しは緩和されるかもしれない。〈尾崎委員〉

用語をめぐる問題で、外国人と日本人という二分法について、批判があることはわかる。しかし、この会議の委員のようなこの分野の最先端の立場にいる人の中ではそういった問題意識が持たれているが、受入社会を構成する多くの人にとっては、外国人という言葉で外国につながる人たちをすべて含んで課題の所在を明示しないと、意識にすら上らないのではないかと思う。自分は、そういった考えを持って外国人という言葉を使っている。一方、そういったところから突き崩さなければだめという意見もあり、教育現場などでは、外国につながる子どもたちという表現方法をとっている。そこを愛知県がどう考えるかということであるので、もう一度全体を踏まえて検討する必要があるかと思う。〈池上委員〉

⇒「外国人」という言葉を使うこととする（本編11、12ページ）。

議論3 「弱者」と「階層化」

「外国人も日本人も希望のもてる社会づくりをする」という部分の弱者と階層化という言葉について、受け取り方によっては反感を買うことになるので、そのあたりの認識を共通で持っておきたい。〈土井委員〉

これについては、自分が意見を出した。強者の立場から考えているというわけではなく、20年前に外国人に関するボランティアを始めたときに派遣労働という言葉を知った。どんなものかと思い、色々と話を聞き、何て不安定な働き方なのかと思った。しかし、経済界や企業にとっては、メリットのある雇用方法であり、日本人の若者もいずれそうなっていくのではないだろうかと感じた。現在は、派遣という言葉が非正規労働を指すようになり、非正規労働という形態でたくさんの方が働いているが、そういった労働形態が合っている人もいる。色々な働き方があることが悪いことだとは思わないが、社会保障制度から漏れていたり、違う働き方がしたいがなかなかやり直しができないという状況になっていくことは、他人事ではないと思い、このようなことを書いた。少し言葉が足らなかったかなとは思っているので、可能であれば少し言葉を足してもらえればいいのかと思う。〈伊東委員〉

言葉を足すと少し長くなってしまいますので、注のような形で書き足してみようかと思う。〈事務局〉

弱者という言葉が強いのであれば、就労が不安定である外国人や日本人が社会的に弱い立場として固定

化されていくというような少しぼかした表現にしてはどうか。階層化という言葉も少し誤解を招くかもしれない。

<池上委員>

確かに階層化が固定化という意味を指すのか、弱いままで上にはい上がることができない状況に陥っていくという意味を指すのかななどあると思う。<事務局>

⇒表現がきついため、以下のとおり修正。合わせて、他の施策とのつながりから、医療・保健・福祉等を追加（本編12ページ）。

外国人県民も安心して生活できる社会づくり

今後は、就労が不安定な外国人**県民**や日本人**県民が社会的に弱い立場として固定化していく**が懸念されるため、就労環境の改善や就労支援**などをして**社会保障のセーフティネット**から漏れて**いかないようにすることが必要です。また、高齢化が進展すると予想される中、**医療・保健・福祉を充実するとともに、防災・防犯対策を進め、安心して生活できる社会づくりを進めていきます。**

議論4 第二世代の目標の表現

外国人児童生徒にとって、すでに日本社会で活躍している第二世代は「子どもたちの目標でもあり」という表現がある。児童生徒にとって、子どもたちが目標であるという書き方がわかりにくい。児童生徒にとって、日本社会で活躍している第二世代は「将来の目標でもあり」という記載に変更してはどうだろうか。<池上委員>

⇒修正（本編11ページ。議論5でまとめて修正）

議論5 外国人学校の認可とあり方

「子どもの教育を充実させる」という部分で外国人学校における各種学校の認可基準の更なる緩和という記載があるが、これは今求められているのだろうか、また、これが達成されることによってどのような効果があるのか。<土井委員>

外国人学校の各種学校の認可についてだが、毎年外国人学校の調査を行っているが、認可の意向を持っている学校はある。認可については県では私学振興室が所管しているが、その認可基準では、生徒数等、現状の外国人学校では到底クリアできないのではないかなという部分もある。そのような状況もあり、緩和について検討を始めている。なお、認可校となれば、生徒一人当たり年間3万5千円の私学助成金が支給されることとなる。外国人学校の経営には、かなり資することになるのではないかと考えている。<事務局>

厳しいことを言うことになるかもしれないが、人数等の基準を緩和して各種学校になることが、その学校に通っている子どもや保護者にとってベストなことなのか。正直なところ、ここは学校なのかと感じてしまうような外国人学校も多くある。そのため、学校に対して金銭的補助がなされることが、子ども達にとって一番いいことなのかと考えてしまう。<土井委員>

認可されることにより、外国人学校の支援につながるという方向にもっていくのはおかしいということか。〈事務局〉

そうである。外国人学校の支援を一番の目的にするのではなく、そこに通っている子どもの教育をどうしていくかということが大切だと思う。学校そのものや、学校を運営している人のところに金銭的援助がもたらされるのがベストということではないと思う。〈土井委員〉

外国人学校については、日本の学校になじめなくて、外国人学校に通うしかないという状況の子どももおり、外国につながる子どもたちの受け皿としてなくてはならない。設備の部分では日本の公立学校に比べて十分でない部分もあるかと思うが、外国人学校の存在意義を認めて行政として支えていかなければならないと考えている。〈事務局〉

その支援が、ただお金を与えることだけなのか。教育環境であったり、保健衛生環境を整えることなど他のやり方も含めて検討しなければならぬと思う。それを踏まえて、認可の条件緩和が本当に一番いい方法なのだろうか。〈土井委員〉

自分が勤めている学校は、2010年に認可学校となった。認可される前の審査の段階において、当時の塩谷大臣が視察に来た。その際に、日本にブラジル人学校が多く、また、そこに通う子どもたちをどのように日本になじませたらいいかなどという話が出た。認可の申請をするという話になると、現状のその学校のあり方であったり、施設がきちんとあるかということや、子どもが勉強できる環境にあるかなど、県の担当者が視察に来て徹底的に調べ、改善点など指摘を受けた。とにかく、子どもが学べる環境があつてからの各種学校である。そのような環境が整えられる前に各種学校になることはありえない。子どもたちを通わせるための学校であるので、各種学校の認可を受けることは仕事の状況が厳しく、授業料を払うことが難しい保護者の負担を緩和するための一つの方法であると思う。EASでは、学校を支援してもらうという目的ではなく、子どもたちが学校をやめないですみ、不就学にならなくてすむようにするために各種学校の認可を求めた。土井委員の話もわかるので、今後どの線で審査していけばいいかということが難しいと思う。色々なブラジル人学校があり、大きいところも小さいところもある。たとえ規模が大きくてもあまり設備が整っていないところもあり、ただ子どもたちが来さえすればいいと考えているところもある。だからやはり、行政が行って指導することが大切で、そうすることによりもっと子どもが学べる環境をつくっていけると思う。〈アビ委員〉

外国人学校における教育の充実につながるという点で、各種学校に認可されると私学助成金が交付される。それ以外の点での支援になると、設備や学校保健の充実などがあるかと思う。これからどういった施策ができるか検討していくとしても、予算確保が非常に厳しい中では努力が必要であるという現状である。その様な中で確実に迅速に対応するためには、私学助成金は大きな手立てなのではないかと考え、今このような形で方向性として出している。〈事務局〉

各種学校の認可ということは大きな問題ではあるが、各都道府県で認可の基準が設けられている。その中で、愛知県については本国の認可をとっているということが質の担保の観点から認可基準にあげられている。質の担保はさておき、自動車学校も各種学校であるし、どこまで各種学校に求めればいいのかという問題はある。ただ、都道府県などの自治体ができる最大限の対応は各種学校への認可であるかと思う。また、個に対しての支援という観点については、奨学金を貸与することなども含めて憲法上の問題などもあるが、就学支援をできる仕組みが外国人学校に通う子どもに対して何かできればと思う。あわせて、自治体にできる部分では、外国人学校の中等部から公立高校への進学が愛知県では認められていないという問題がある。県立高校等の受験資格を認めるかどうかということは、都道府県で判断できることであるので、そこにつ

いては、外国人学校を認可するのであれば考えていかなければならないと思う。〈小島委員〉

ブラジル教育省の認可は、一度下りるとずっと続いており、認可が下りた後もブラジル人学校で、ずっと教師の資格を持った人が勤務しているとは限らないと感じている。やはりそのようなことに関して、県が何かできればいいのではないかと思う。〈伊東委員〉

定期的に県が行って、検査や視察等をしてはどうか。〈アビ委員〉

検査などだけではなく、遠隔教育等を取り入れたりして教師の人材育成をしたり、教師が日本社会を知っていたり、日本社会とつながっていることも大切なので、そのあたりのフォローもしていけたらと思う。〈伊東委員〉

認可についてだが、ただ施設が整っているから金銭的に補助するというのではなく、認可されているからこそ、教師に対する研修や保健の現場への通訳派遣など、行政的なサービスをしていかないといけないと思う。ただお金がもらえるから認可してもらおうという考えにしていってはいけない。〈土井委員〉

そうしないと、地域の中で閉ざされた存在になっていってしまう。それをもっと開いていくような方法があるのではないか。〈伊東委員〉

今日の意見を踏まえて、県ができる範囲での対応方法を検討し、前に書き込むということが一つの解決策かと思う。〈池上委員〉

憲法 89 条の規定があり、行政としてどこまで支援できるかを十分検討させていただく。〈事務局〉

⇒今回の基準緩和は、人数の基準緩和だけであり、質の面での緩和ではない。従って、子どもが学べる環境にあるか等を調べた上で認可されることから、基準を緩和することにより、認可を目指そうとする学校が増えるのであれば、基準の緩和は質の向上につながる。また、私学交付金が交付されるようになれば、少なくとも現状よりは余裕ができるため、教師の育成や保健衛生環境を整えやすい状況になる。ただし、素案の表記の仕方では、質の面での緩和の意味ととられかねない。また、外国人学校については、他にもいろいろと問題が挙げられたので、全てを包括するような以下の表現に修正する。なお、質の面での検討や中等部から公立高校への進学等については教育のプロジェクトチームにより検討していくこととする（本編 11 ページ）。

子どもの教育を充実させる

外国人県民の子どもたちが小中学校でしっかりと教育を受ける機会を確保するとともに、就学前や高校・大学進学への支援、さらに、学齢を超過した子どもたちへの支援などを行います。また、外国人学校の子どもの教育環境を整えていく必要もあります。さらに、子どもたちにとって、すでに日本社会で活躍している第二世代は将来の目標であり、こうした世代と触れ合う機会を増やすことも必要です。一方、日本人県民の意識を変えるためにも、学校教育はとりわけ重要であり、校長を始めとする管理職や教員に対して多文化共生について理解を深める機会を設ける必要があります。

議論 6 連携・協働の相手

「様々な担い手と連携・協働する」という部分だが、国際交流協会やNPO等のほか、現場では自治会やPTA、消防団等の地縁組織が携わっていることが多い。この“等”の中に含まれているのか。〈土井委員〉

実際に地域で考えると自治会や消防、地区防災組織などもあると思う。それを意識的に書き込む必要があるのではないかということである。〈池上委員〉

確かに、自治会は書き込むべきかと思うが、消防団も書き込むというのはどうだろうか。〈事務局〉

一つ一つ書き込むのではなく、一言で地縁組織等という表現にしてはどうだろうか。〈土井委員〉

地縁組織という表現はわかりにくいのではないか。多文化共生に関係している人たちは地縁組織という言葉を使うが、読んでいる人にわかりにくいのではないか。単に自治会等ということでもいいのではないか。〈伊東委員〉

⇒以下のとおり修正（本編 1 1 ページ）。

様々な担い手との連携・協働

市町村において様々な取り組みがされているため、そうした取り組みを広域的に展開するとともに、様々な多文化共生の担い手（国際交流協会、NPO、企業、大学、自治会など）が、お互いの長を生かしながら、連携・協働していくための場づくりを行う必要があります。また、福祉、教育、防災など他分野との連携・協働も図っていきます。

目指すべき状態

議論 7 5年後の状態

目指すべき状態について入れてもらい、構成的にわかりやすくなったと感じている。書かれている中身についてだが、究極の姿について書いてあるので、5年後に本当にこの状態にできるのかと感じてしまう。各施策を展開していくと本当にこんな姿になるのだろうか、目指すべき姿と施策に乖離が生じるような気がする。一步前進しており、非常に難しいことはわかるが、現状がどんな姿かということのを思い浮かべた上で、5年後はこれくらいだということが書いてあると、施策との整合性がとれ、現実的なプランになるのではないだろうか。〈鈴木委員〉

そういった意見があることはわかるが、色々な計画というものは、計画期間があり、その期間での到達点はどうなっているかということを示すものである。現行プランでも、課題や認識についての記載があるので、プランというものは5年後までにこうするといったような、ある程度一定の書き方をしたほうがいいのではないかと思う。〈倉橋委員〉

だからこそ施策を展開した後に、5年後にそうなっているとは思えないので、もう少し現実的な書き方をしたほうがいいのではないかと提案しているのである。

色々なプランの会議に出てきたが、そのプランがあってもなくても同じではないかと感じることが多い。今回は、目指すべき状態というものを書いたことにより、非常に自治体が出すものとしてはいいのではないかと感じている。しかし、残念ながら実際に施策を進めてもこの姿にならないと最初から感じてしまう。せっかく入れるのであればもう少し現実的なものになるように考えてほしい。〈鈴木委員〉

それでは、5年後ということで区切って、その時点での到達目標を書くということに変えるのか、あるいは5年後そうならないかもしれないが、目指すべき状態ということで方向性を書くかということになる。先ほども方向という言葉を使っているのが、悩ましい。その文言の書き方かと思う。〈池上委員〉

例えば5年後はこのような状態で最終目標の状態と分けて書くなど、少し考えてみたい。〈事務局〉

個人的にはこの11ページが一番好きなページだった。〈小島委員〉

5年後の到達状況というと数値目標ということになるが、こういった内容は数値目標にしづらい。検証しようがないものもある。一度検討してみしてほしい。〈池上委員〉

⇒記載されているような状態に5年後になるのは難しいが、将来的に目指すべき状態ではある。今回のプランでは、これまでの事業を継続させながら、連携・協働する仕組みづくりや制度づくり等を行うことにより、充実させていこうというものである。従って、5年後に、はっきりした形で状態が変化するというものではないが、今回掲げた施策を実行すれば、目指すべき状態に向けてのいろいろな体制や制度ができあがり、機能し始めている状態にあるため、それを5年後の目指すべき状態とした。ただし、全ての目指すべき状態に対して、「体制や制度づくりが行われ、機能し始めている状態」というのを付け加えると煩わしい文章になってしまうため、まず、将来的な究極の目指すべき状態を掲げておいて、5年間では、そうした状態に向けての体制や制度づくりが行われ、機能し始めている状態を目指す旨を記載する。(本編9ページ)

(3) 目指すべき状態

本プランでは、**具体的なイメージを明確にするため、多文化共生社会の「目指すべき状態」を明**

示しました。

なお、当面5年間では、こうした状態に向けての体制や制度づくりが行われ、機能し始めている状態を目指していきます。

体系図

議論 8 外国人県民の「自立」

「外国人県民が自立して生活している」という項目についてだが、言葉の捉え方によっては、そこまでやらないと外国人が自立していないということかと感じてしまう。

多言語による情報提供の保障ということだが、これからも行政などが多言語化していくことを推進していくということか。自分は情報提供を多言語でやっていかなければならないと感じているが、それが依存させて自立しないという問題を生み出しているという意見もある。どんなに努力して頑張っても、持っている能力の問題などもあり、違う言葉を習得できないという人もいる。そういったところで誤解を招くことがあるかと思う。＜大島委員＞

日本語を習得できなくて多言語化されている情報がないと生活できないというのは、自立していないということになるのか。＜事務局＞

自分はそうは思わない。

日本に来る外国人は色々な才能を持っている人がいる。しかし、どんなに頑張っても日本語を習得できないという人もいると思う。彼らが悪いわけではないし、その人たちに多言語化して情報提供を続けていくことにより依存させてしまうということもよく聞くので、自立がどのような状態なのかと言うことをもう少し説明していかないといけない。＜大島委員＞

そのあたりのバランスは非常に難しい。＜池上委員＞

当たり前のように生活できるというような表現もしたりするが、しっくりこないので、難しいと感じている。＜伊東委員＞

⇒ノーマライゼーションの考え方にに基づき、「施策目標Ⅲ」の注として以下を記載（本編8ページ）。

「日常生活で言葉の面等で他人の支援が必要であるとしても、自らの人生や生活のあり方を自らの責任で決定し、選択して生きられることを「自立」と言います。」

重点施策

議論 9 目標

基本的なところを確認したい。平成 29 年度までの目標が記載してあるが、目標は達成されたらどうなるのか。また、これから予算を含めて、県のほうでこの重点施策の中で重み付けや優先順位をつけていくのか。例えば、プロジェクトチームを設置すれば目標を達成することになるが、その後の運用なども進めていくつもりか。

<土井委員>

例えば、プロジェクトチームは一度設置すると、平成 29 年度まで設置されているということになるので、終わりということではないが、平成 29 年度以降、目標が達成できたから終わりなのではないかと読めてしまうかも知れない。そのようなつもりはないが、読み方によってはそういった解釈もできる。

これはプランではよくあることだが、例えば 100 人養成することを目標とした場合、養成したらそれで終わりなのかという問題はある。<事務局>

先ほど目指すべき状態について話が出たが、その状態に結びつけるために、最終的にはその目標が達成されたらどうなるのかという点を詰めていかなければならないと思う。目標として、あくまで 5 年間のうちのいつやるのかという問題もあると思うが。<土井委員>

ここに書かれている目標はあくまでも到達点のようなものなので、実際にはその目標に向けてどうするか年度計画のようなものにしていく必要がある。予算や人的配分をどうするかということなどもあり、これが決まったあと、そのあたりを考えていくことになるかと思う。行政的には書かれている内容を実施できたら達成したということになる。その上で、内実的なものをどうするかということについては、第 5 章に具体的な施策を書いていくことになる。<池上委員>

5 年間でこれだけは達成しておきたいという最低目標というような感覚でいいか。<土井委員>

そうである。予算的には、重点目標の項目にあげたものについては、できるだけ早い内に、1~2 年の内にある程度の形まで目指せるようにしたいと考えている。<事務局>

重点施策は先行取組施策という認識でいいか。<池上委員>

構わない。<事務局>

⇒目標を達成しても継続しなければ意味がない。目標は達成したらずっと続いていくイメージであるため、項目欄の見出しとしては「目標」ではなく「目標とする状態」とする（本編 18、20、24 ページ）。

議論 10 施策の実施主体

重点施策の一覧がついており、画期的だと感じているが、この施策の主語は何か。<小島委員>

多文化共生推進室である。<事務局>

それでは、協働ロードマップに沿っていないのではないか。<土井委員>

各部局も関係するが、取りまとめをするのは多文化共生推進室という意味である。<事務局>

県のプランだから、誰が見ても、県がやるということではないのか。全て主語として「県」を入れるということか。<尾崎委員>

最初の部分で、住民、企業など様々な実施主体が連携していくと書いてあり、そうした中で、誰が実際にするのかということをも明記しておくことでより重点施策が実施されやすくなるのではないかと。私達も実施主体である。〈小島委員〉

今までいくつものプランの策定に携わってきた。基礎自治体などではすごく民主的な策定方法をとっており、具体的な施策を色々な部局が出してくる。重点施策もみんなでシールを貼ったりしてみんなの意向を踏まえて決めていくし、どこの部局がやるかも書き込み、行政・企業・市民がそれぞれどんなことができるかということも書き込んだりする。今回のプランでも、関わる主体を明示しないと、当事者意識がなくなってしまう。小島委員の話にあった、自分たちも実施主体ということは非常に大切な言及である、大学はどうするのか、自治会はどうするのかということなどが書き込まれて初めて自分たちのプランになる。そうでないと、県のプラン、多文化共生推進室のプランということになってしまう。〈池上委員〉

どこの部局にやってもらうということではなく、どこの部局と多文化共生推進室が組んでやっていくかということを書いてもらえればいい。〈土井委員〉

関わる団体や部局などについては入れていきたいと思う。〈事務局〉

⇒関わる団体や部局などを表に入れる。(次ページのとおり)

議論 1 1 重点施策の表現①

重点施策にある憲章セミナーの開催だが、現在既に開催されていると思う。現在既にやられているものがこの項目になぜあがってくるのか。〈土井委員〉

CSRのような観点も踏まえたセミナーを開催するということである。〈事務局〉

⇒修正なし

議論 1 2 重点施策の表現②

「協働ロードマップどおりに促進」と記載されているが、「協働ロードマップに沿って」という表現のほうがいいのではないかと思う。〈土井委員〉

⇒修正 (次ページのとおり)

議論 1 3 多言語支援センターと外国人支援ボランティア本部の関係

重点施策にある「災害多言語支援センター」だが、現在でも、災害時には、愛知県国際交流協会に、外国人支援ボランティア本部を設置することになっていると思う。それとは別に設置するということか。〈土井委員〉

現在、愛知県国際交流協会にボランティア本部を設置することになっているが、そうしたものをどうするかも含めて検討していきたいと考えている。〈事務局〉

こうした情報は、在日外国人向けのメディアにも流すつもりか。そういったところに多言語に訳して情報を流したりすると思う。特に災害時には、情報は日本語で流されているので、多くの外国人はわからない。メディアに情報を流してもらえれば、日本語とポルトガル語などを話せる人がいるので、そこで随時、訳してもらえるかと思う。〈アビ委員〉

⇒修正なし

施 策	目標とする状態	主な関係部局・団体など
I. 関係部局から成るプロジェクトチームを設置し、外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施します	プロジェクトチーム設置	地域振興部、県民生活部、教育委員会、NPOなど
II. 専門機関などと連携して、地域の日本語教育に関する実態調査を行い、県としての日本語教育に関する指針を策定します	指針策定	地域振興部、(社)日本語教育学会、国際交流協会、日本語教室、外国人県民など
III. 協働ロードマップに沿って、多文化共生分野と他分野の行政及びNPOとの協働を促進します	協働ロードマップに沿って促進	地域振興部、県民生活部、防災局、健康福祉部、産業労働部、教育委員会、(公財)愛知県国際交流協会、NPO など
IV. 「外国人県民あいち会議」のあり方を検討し、外国人県民が施策の立案・検討・運営する場となるよう機能を強化します	機能強化	地域振興部、外国人県民
V. 学生の多文化共生に関する活動や外国人青少年の社会貢献活動を促進します	交流会などの開催	地域振興部、大学、学生、外国人青少年など
VI. 多文化共生月間を制定します	制定	地域振興部、関係部局、市町村、国際交流協会、NPO、企業、大学、県民など
VII. あいち医療通訳システムの普及を図り、その対象を福祉分野へも拡大します	福祉分野への拡大	地域振興部、健康福祉部、市町村など
VIII. 企業の社会的責任を果たすため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者の適正雇用を推進します	セミナー開催	地域振興部、企業など
IX. 大地震などの災害が発生した場合に、災害多言語支援センターを設置します	協定締結	地域振興部、(公財)愛知県国際交流協会
X. 地元自治体や自治会などの関係機関と連携を図り、安全・安心なまちづくりを推進します	連携会議開催	地域振興部、防災局、警察本部、市町村、自治会など

議論 1 4 条例

前回の会議で話が出た条例はどうなったのか。〈土井委員〉

条例には、県民に対して義務づけをする内容も盛り込むことになると思われる。そのため、各関係者の合意の見通しが立たない状況では、難しいと考える。ただ、条例策定に関して勉強はしていくつもりである。プランに明確に位置づけることは難しいが、条例に代わる内容のものをいくつか盛り込んではある。条例については慎重に判断していきたい。〈事務局〉

条例については、プランに書くか書かないかということではなく、議論を進めていって最終的に条例が制定されるかどうかが大それたと思う。もし、プランに書かなければ条例に関する議論もできないというのであれば、プランに書いてほしいと思うが、書かなくても勉強や検討を進めていき、条例を制定する方向で進めていくことができるということであれば、書かなくてもいいと思う。

実際に条例を制定することは難しいことだとは思いますが、制定している地域があるということも事実である。〈土井委員〉

前回の会議後検討をした結果であるが、プランに条例について全く書いてはいけないということではない。多文化共生の責任者として努力していきたい。〈事務局〉

基本条例と条例は、位置づけがかなり違うのか。〈池上委員〉

自分たちの感覚としては、もし作るなら、ただ単につくるだけでなく、義務づけのような内容を盛り込まなければ意味がないと感じている。〈事務局〉

そうすると、ある程度周囲の人々を拘束するような内容の条例をつくるにはまだ早いということであろう。

その議論をもう少し庁内で進めるために、プランに条例という文言を入れた方がいいのか、入れなくても制定に向けた検討が進んでいくのかということが土井委員の発言の趣旨であった。〈池上委員〉

6 ページの多文化共生の推進の意義の部分に、日本国憲法などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致するという部分もあるが、そもそも人権というものは、元々本人が持っているものである。しかし、日本国憲法では、与えられていない、認められていない人権もある。

それに対して、国としては認めないかもしれないが、県はどう考えているかということを示していくことが非常に大事だと思う。今は廃止されたかもしれないが、外国人の公務員は昇進に制限があるのに、企業に対しては外国人を差別せずに雇用するように求めており、こうした矛盾があると、疑問を抱かれることもあるだろう。そのため、ある程度身を切る必要がある部分も出てくると思う。

そうすると、国がどうするかではなく、県がどう考えていくのかということが重要になってくるし、それが条例という形になるのかはわからないが、考えていかなければならないと思う。〈土井委員〉

自分たちも身を切るリスクがあるということを考えると、今はまだ条例を制定するタイミングではないという庁内の判断であるが、今一度検討してほしい。〈池上委員〉

⇒以下のとおり修正（本編 20 ページ）。

継続的・広域的な制度・仕組みづくり

- また、各主体が将来にわたって継続的に多文化共生社会づくりに取り組んでいけるよう、条例を含めた様々な方策を検討します。

議論 15 多文化共生月間

多文化共生月間という記載があるが、具体的な中身があまり見えてこない。重点施策である以上、もう少し内容を盛り込めるといいと思う。〈池上委員〉

多文化共生に関する普及啓発を集中的に行いたい。チラシの作成や多文化共生フォーラムの開催などを考えている。〈事務局〉

多文化共生月間の制定の目的は、多文化共生に積極的でない人に対して知ってもらうことだと思う。フォーラムを開催しても参加するのは、興味がある人だけである。そうでない人に展開する具体策を書き込まないといけない。そうしないと説得力に欠けるのではないか。〈池上委員〉

⇒以下のとおり推進施策の方向を修正。具体的な施策もそれに合わせて修正（本編 19、35 ページ）

- 多文化共生月間を制定して、多文化共生に向けてのメッセージの発信や啓発イベントの開催など、多文化共生に関する基本理念の普及・啓発活動を集中的に行います。また、市町村や国際交流協会、NPO、企業、大学などに呼びかけて、多文化共生月間の周知やイベント開催について協力を求め、愛知県全体の取り組みとしていきます。

番号	項目	内容
	多文化共生月間の制定	多文化共生月間を制定し、知事からのメッセージの発信や多文化共生フォーラムの開催、リーフレットの配布などを行うことにより、多文化共生の意味を正しく伝え、県民の理解と認識を深めていきます。また、市町村や国際交流協会、NPO などが多文化共生月間に行うイベントなどをとりまとめ周知します。

議論 16 日本語教育の実態調査及び指針

施策の方向に、日本語に関する記載がされており、非常にいいと感じている。さらなる検討の余地があるとなれば、1つ目の項目の「外国人を受け入れるに当たっては」という部分を、もう既に受け入れているのであるから、わざわざこの表現にする必要はあるかと疑問に感じた。〈尾崎委員〉

具体的な施策として、実態調査をして指針を策定すると書いてある。指針をつくるのが 5 年間の目的ではないと思うし、頑張れば1年で指針自体はできるだろう。策定した後どうするかということを書ければいいと思う。〈尾崎委員〉

地域の日本語教育に積極的に取り組むということがこのプランの一つの目玉であると思う。

その中で、最初の部分に(社)日本語教育学会等ということが書いてあり、非常に嬉しく思っているが、この専門機関を自分は、関わる人たちということだと考えている。どういう実態調査をするかということもあるが、調査される側の人もある。調査対象として想定される、外国人や日本語教室に携わる人などの中からも代表者に調査内容の検討などに入ってもらい、調査される側の人たちがどのような調査を求めるかということを含めて考えてほしい。日本語教育の専門家や有識者だけで構成するということは、今回の趣旨にあわない気がする。

また、指針をつくる際には、調査結果をどう読むかということが大事になる。それを読んだ上でどうするかと

いうことを議論する際に、県の立場はもちろんであるが、関係者として学んでいる外国人やサポートしている市民などが関わっているので、そういった人が集まってどうしたいかという議論の場があると、外国人の自助組織などを引っ張り込む手段になるのではないかと。また、調査は一回では終わらないと思うし、継続的にやっていかなければならない。そのため、この調査をきっかけとし、愛知県の日本語教育をどうしていくかということについて、関係者を引っ張り出してみんなで責任を持って取り組むという形にしてほしい。

調査をやり、その結果だけを判断するのではなく、調査自体がネットワークをつくるきっかけになるし、調査結果について議論する中で、様々な主体の声を取り込むことができる。

自分たちが県や市から受託してブラジル人に対して調査をするときには、その結果についてポルトガル語でシンポジウムで行い、意見をもらっている。そして、それを踏まえた結果を日本語とポルトガル語でフィードバックしている。そうすることにより、連携が生まれてきている。何もないところから連携を生み出すことは難しいので、今のような調査や会議を契機にしてほしい。〈池上委員〉

技能実習生のことについても、そういった場でどこが責任を持って対応するのかということをお話し合っほしい。〈伊東委員〉

技能実習生も自分たちのような在住外国人も、調査などの対象者にはなっているが、なかなか自分たちの意見を言う場がないという状況にある。

色々なイベントなどもあるが、実施主体は日本人が多いので、どう頑張っても対象者である外国人が集まらないという声をよく聞く。外国人は評価の仕方が違うというようなこともあるので、外国人も評価したり、意見を出せるようなシステムがいいと思う。〈大島委員〉

豊田市の外国人住民向けアンケートであったかと思うが、日本語学習をどのようにしているかという質問に対して、自分一人でやっているという答えが 70%程度あった。そんなに多くの方が自分一人で勉強しているという状況はどうなのか。日本語学習ポータルサイトのようなものも必要だが、やはり外に出て人と話すことが大切だし、会話する相手があるものだと思う。そういった機会をもってもらおうという方向性も必要だ。〈伊東委員〉

⇒以下のとおり修正（本編 15、18、31 ページ）。

- 外国人が日本で生活していくためには、日本語の習得が不可欠ですが、そのためには、日本語教育の体制を整備する必要があります。現在、地域の日本語教育はボランティアに頼っていますが、(社)日本語教育学会などの専門機関や国際交流協会、日本語教室、外国人県民の代表などの関係者と連携して、実態を把握した上で、どのような体制を整備していくべきかを検討したうえで、国に制度化を働きかけていく一方、県としての方針を明確にします。また、この中で、外国人労働者や技能実習生に対する日本語教育と企業の関わりや日本人県民の役割についても検討していきます。

重点施策Ⅳ	専門機関などと連携して、地域の日本語教育に関する実態調査を行い、県としての日本語教育に関する指針を策定します
--------------	--------------------------------------------------------

日本語教育に関する実態調査と指針の策定及び普	(社)日本語教育学会などの専門機関や国際交流協会、日本語教室、外国人県民の代表などの関係者・団体と連携して、地域の日本語教育の実態を調査し、指針を策
------------------------	----------------------------------------------------------------------------

	及	定することにより、県としての方針を明確にします。また、ここで策定した指針の周知を図るとともに、引き続き、関係者・団体と連携しながら定期的に調査を行って見直していきます。
--	---	--------------------------------------------------------------------------------------

議論 17 自発的な日本語学習

施策の方向の「自発的に学習するよう啓発するとともに」という表現だが、これもすごく大事だと思う。多くの人は頑張っているので、みんなで教えようと言わなくてもやっている人はいる。しかし、そのような努力を支援するような仕組みについて、日本語教育リソースルームとの連携をはかったり、学習コンテンツのポータルサイトなどで自立学習を支援するなどというような中身になるかと思うが、もう少し具体的な中身がわかるように書き込んであるといいと思う。また、啓発ということよりも、学習を支援するような体制を検討するとか、日本語学習リソースルームを充実させ、個別の相談に日本語教育の観点から答えるなどのようなことができればいいと感じている。〈尾崎委員〉

⇒修正（議論 18 と合わせて修正）

議論 18 日本語学習ポータルサイト

施策の方向の「インターネットに学習コンテンツのポータルサイトを構築する」ということだが、現在でも色々な学習コンテンツがインターネット上にある。しかし、どこにあるかということはどうやって外国人に伝えていくのか、どうやって使ったらいいのかということを手伝うところがないといけない。インターネットに載せて終わりという訳にはいかない。日本語学習ポータルサイトのコンテンツを作成し、活用してもらえるような工夫をするというような内容が書いてあるといいと思う。〈尾崎委員〉

日本語ポータルサイトの構築について、つくることはお金があればできるが、やはり一番難しいのは継続していくことである。インターネット上で埋もれてしまうということもあるし、行政が一度つくってもつくったきりになってしまうのであれば、現場サイドからするとそういったものがどれだけ必要なのかということになる。どのようにつくるかということを慎重に考えていかなければならない。

今年度に関しては、文化庁がポータルサイトをつくるという話もあるし、NPOとして取り組みたいとも考えている。とよた日本語学習支援システムでもポータルサイトはあるが、維持が非常に難しく、なかなか更新ができていない。そういった中で、5年間のプランに盛り込むのであれば、ポータルサイトのあり方を少し考えていかなければならないのではないかと感じている。〈土井委員〉

⇒日本語学習コンテンツのポータルサイトをつくる動きがあることに鑑み、以下のとおり修正。また、ポータルサイトに関する具体的な施策も修正。文化庁等でポータルサイトができた際には、それも含めて情報提供する（本編 15、32 ページ）。

- なお、インターネット上には、豊田市の作成した「とよた日本語学習支援システム」や豊橋市が作成した「Vamos Ganbatear」のような日本語学習コンテンツが公開されています。こうしたコン

コンテンツの紹介や日本語学習に関する情報提供や相談に応じることにより、自発的な学習を支援します。

	日本語学習に関する情報提供	外国人県民の自発的な学習を支援するため、インターネット上にある日本語学習コンテンツや日本語学習の教材などに関する情報提供を行うとともに、日本語学習に関する相談にも応じます。また、「とよた日本語学習支援システム」については、学習コンテンツだけでなく、教室開設のプロセスや日本語能力判定の基準等についても開発しているため、こうしたノウハウ等も普及していきます。
--	---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議論 19 やさしい日本語の普及

施策の方向に「やさしい日本語の普及」について書いてあるが、やさしい日本語について知ってほしい対象は、外国人と関わる日本人だと思う。そうすると、基礎自治体の窓口の人や、外国人をサポートする教師や警察、消防などの人に対して、やさしい日本語の普及に努めるというところまで踏み込めるといいのではないか。このままでは、ただやさしい日本語があるということを知らせているだけであり、もうそういったレベルではないと感じている。＜尾崎委員＞

⇒以下のとおり修正（本編 16、32 ページ）

- また、どの国の人たちにも理解できる「やさしい日本語」を広く知ってもらうとともに、外国人と関わる機会の多い自治体職員や教員などに対する普及に努めていきます。

	やさしい日本語の普及	やさしい日本語をゲーム感覚で親しめるように作成したアプリなどを活用して広く知ってもらうとともに、自治体職員や教員などへの普及に努めます。
--	------------	----------------------------------------------------------------------

議論 20 「充実」という表現

具体的な施策の「日本語学習機会の提供の充実」の主語は何か。多文化共生推進室が日本語教室を開催するのか。＜尾崎委員＞

このプランは、県と愛知県国際交流協会が実施するプランであり、この部分は、協会が実施する事業である。＜事務局＞

協会では既に日本語教室を開催していると思うが、今やっているものを継続するという意味か。継続する内容のものを書いてもいいが、充実するという表現はどうなのか。機会の提供くらいの表現でいいのではないか。＜尾崎委員＞

⇒以下のとおり修正（本編 32 ページ）

	日本語学習機会の提供	日本語教室を開催し、外国人県民の日本語学習を支援します。
--	------------	------------------------------

議論 2 1 技能実習生と日本語教室、企業との関わり

企業が技能実習生の存在をどう考えるかということが気になった。愛知県は技能実習生の比率がかなり高いし、ボランティアが開いている日本語教室にもたくさんの技能実習生が通っている。彼らは日本語能力試験の合格を目標としており、日本語教室の学習の中身について、かなり影響を与えている。そのような現実を見たときに、技能実習生の存在をどう捉えるか、彼らが日本文化や日本語を学ぶ意味をどう捉えるかということをし議論した上で、企業にバックアップしてもらえればと思う。

また、日本の第一次産業の担い手は高齢化してきており、10年後、愛知県の農産品などの生産は誰が担うのかということを見ると、技能実習生の日本語学習について考えていく必要があると感じる<尾崎委員> 企業との関わりの中で、日本語の学習が労働時間に左右されるということがよくある。自分たちも日本語教室をやっているが、残業があると参加者が減るということもある。そのあたりに関する協力を企業に働きかけるような文言があればと思う。<伊東委員>

⇒技能実習生については、指針策定の中で検討。現時点ではどうとらえるか不明であり、明記できないが、その含みを持たせた表現とする（本編 3 2 ページ）

	憲章による企業の日本語学習への理解促進	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、外国人労働者などの日本語学習の機会の確保について、企業の理解を促します。
--	---------------------	------------------------------------------------------------------------------

議論 2 2 県図書館「多文化サービスコーナー」

具体的な施策の「愛知県図書館『多文化サービスコーナー』の充実」もすばらしいと思う。県の図書館だけでなく、集住都市の図書館などにもこういったものはあるかと思う。このようなものがあるということを外国人は知っているのだろうか。<尾崎委員>

小牧市の図書館では、1994～1996 年ごろにブラジル人が多くいるので、ブラジルのベストセラーを購入し、設置したことがあった。自分も大好きでよく読んでいたが、ある日なくなっていた。司書に聞いたら、借りる人が少ないので書庫に移したと言われた。それも発信ができていなかったことが原因かと思う。<大島委員> せっかくこういったいい取組をしているのだから、どんな本が読みたいかというような意見を聞くことができればと思う。<尾崎委員>

もう一つハードルがある。犬山市でもまだ 100 冊に満たないが、多文化文庫の購入を始めた。図書館に行って貸出カードの申込みを書くこと自体がまだかなりハードルが高いという現実がある。そのため、犬山市では現在はその本を外国人相談員が管理している。しかし、いいサービスだと思うので、続けてほしい。<大島委員>

多言語の申込み用紙などは一度作れば、ずっと使うことができる。図書館の職員にもぜひやさしい日本語の勉強をしてほしい。<尾崎委員>

図書館については、岡崎市、豊田市、豊橋市の図書館は見たことがあるし、田原市の図書館も充実しているという話を聞く。しかし、そういった情報が伝わっていなかったり、日本人にとっては問題ない貸出カードの申込みが外国人にとって大きなハードルになっていることは盲点となっている。

岡崎市の図書館に行ったときに、日本語で読んだ後に同じ内容を中国語で読むというような読み聞かせをやっていた。簡単な内容の本を日本語とポルトガル語で交互に読み聞かせをするなどもいいかもしれない。幼い子どもを連れた母親たちが関わる場で、多文化共生に触れる機会を設けることができれば、もともと多文化共生に興味のない人たちが関わっていくきっかけになるのではないか。

また、図書館はカナダやオーストラリアといった多文化主義の国でも非常に重要なサービスを担っている。日本でももっと図書館が多文化サービスに関わっていくことができれば良いと考えている。〈池上委員〉
⇒県図書館に確認したところ、周知活動は行っているとのこと。まだ不十分であるが、実施している内容を記載し、多文化側としても周知に協力することとする（本編32ページ）。

	愛知県図書館「多文化サービスコーナー」の充実	愛知県図書館内に「多文化サービスコーナー」を設置して、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語で書かれた日本での生活や仕事に役立つ資料、日本語習得の学習書、文学作品などの蔵書の充実に努めます。また、外国人県民に対して同コーナーの周知をはかるため、各言語によるチラシを作成し、県内自治体、国際交流協会、各大学の留学生窓口、日本語学校等に配布、ホームページへの掲載を行います。
--	------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議論23 日本語教育のつなぎ役

施策の方向の中に、日本語学習のボランティアの養成やNPOなどについて言及してあるが、コーディネーターという言葉が最近盛んに使われているので、それも加えてはどうかと思う。コーディネーターが何を指すのかということについて議論はあるかと思うが、どのような日本語教室をするのか、日本語教室と呼ばれている場所が社会的にどういった役割を担うのかなど、そういった議論もしていけないとコーディネーターが何をするといいのかということに関する議論がまだ煮詰められていないと思う。

とよた日本語学習支援システムでは、プログラムコーディネーターとして、そのあたりについて議論が進められているかと思う。そういった意味では、コーディネーターを養成するという言葉がここに入ってもいいのではないかと思った。〈尾崎委員〉

多言語で防災情報や行政情報を出すということには賛成だし、多文化共生社会を実現させるのであれば、ずっと続けていかなければならないと思う。どういった情報であっても、多言語で提供されるものをやさしい日本語に直して、地域の日本語教室に提供してほしい。そうすると、日本語勉強と多言語情報の両方を得ることができる。多言語情報とやさしい日本語をリンクするような形で、地域の日本語教育を考えていければと思う。

しかし、具体的にそのようなことを考えてできる人がどこにいるのかと疑問に思う。それをボランティアに頼むことはできるし、取り組んでいる人もいるが、もう一歩進めて、ボランティアに助けてもらって職務としてそのようなことをするポストの人を設けないとなかなか進まないと感じている。〈尾崎委員〉

まさにつなぎ役のような、連携を仕事とする人ということであろう。〈池上委員〉

大学などで多文化共生を学んで仕事にしたいと思う熱心な学生がいても、実際は教師か自治体職員、国際交流協会職員になるしかその道を生かすことはできないという現状がある。そういったポストを設置するなど、

ある程度社会的に仕事として考えられるようにならないと大学が取り組んでも難しいということになる。そのあたりもぜひ考えてもらいたい。〈尾崎委員〉

⇒指針策定の中で検討。

議論 2 4 日本語学習支援基金

日本語学習支援基金の活用について書いてあるが、基金はあと 3 年で終わるということを知っている。これから 5 年のプランの中で記載するのはどうだろうか。〈伊東委員〉

⇒プランには、期間内に行う内容を記載するという考え方で整理（3 年間は実施するためそのままとする）。

議論 2 5 既存の施策

具体的な施策の「日本語教室への支援」についても既に取り組まれている内容であるかと思う。何かプラスする内容は考えているのか。例えば、開催する講座の内容について見直すなど、何かもう少し中身があればいいと思う。既に県や協会で実施されているものについても、見直して中身をより充実したものへと作り替えていくようなことをすると書けばいいのではないだろうか。〈尾崎委員〉

施策の方向の中で、教育に関する部分はたいへん多い。項目は多いがほとんど継続事業になっている。もちろん今までの事業は継続していく必要があるが、どう整理すればいいかと考えてみた。新規事業と紛らわしくならないように、新規と継続を番号の部分に記載するのも一案かと思う。〈小島委員〉

継続事業でも、よりよく機能していくための方法を考えてほしい。例えば、県の語学相談員が 1～2 ヶ月に 1 回、各学校を訪問しているが、何を願っていたらいいかわからないというような声もある。どういう関わり方や派遣の方法をとれば、より子どもや学校にとって有益なのかということもあるし、どこかで意見を吸い上げて検討するなどしてほしい。継続事業もより有益なものにしてほしい。〈伊東委員〉

現在実施されている事業でも、どのようにすればより有益かという意見を吸い上げ、フィードバックするような方法を書き込んでどうかという提案であった。〈池上委員〉

継続事業については全て同様だと思う。〈小島委員〉

⇒「継続」「拡充」「新規」を項目の欄に記載。ただし、継続事業については、見直しながら実施していく旨、以下のとおり記載（本編 2 9 ページ）。教育に関する継続事業については、プロジェクトチームで検討を行い、よりよいものとしていく。また、プロジェクトチームに現場の方を招いて声を聞く機会を設ける（議論 2 6 で記載）

第5章 具体的な施策

「第3章 推進施策の方向」に基づき、具体的な施策を以下に掲げます。

前プラン期間中から継続して取り組む施策については「継続」、拡充して取り組む施策については「拡充」、新たに取り組む施策については「新規」と記載してあります。なお、継続していく施策についても、より効果的な施策となるよう、実施方法等について適宜見直しを行っていきます。

議論 2 6 教育に関するプロジェクトチーム

具体的な施策の教育に関するプロジェクトチームについても、ただ設置するというだけでなく、このチームがどういったことをする場なのかということを書き込むことができればいい。そのようにして、継続事業が多い中でも今後期待できる部分を盛り込んでいきたい。〈小島委員〉

プロジェクトチームを構成する上での具体的な部局のイメージなどはあるか。〈池上委員〉

教育委員会や私学振興室などをイメージしている。子どもの教育に関する取組を教育委員会とバラバラでやっていること自体が問題であると思うし、そういったことに関して一緒にやっというと考えている。例えば、先ほど伊東委員の話聞いて初めて語学相談員についてそういった問題があることを知ったが、そうした現場の声などは多文化共生担当のほうからの方が入ってきやすいかと思う。〈事務局〉

日本語指導をしてもらうにしても、月に1回しか来ない語学相談員に対して、どれだけの指導をもらえばいいのかという戸惑いがあるようだ。来てもらえるのであれば、週2~3回来て、通訳などしてもらえればありがたいが、そう頻繁に来てもらうことはできない。〈伊東委員〉

そうした情報を教育委員会などと共有し、継続事業についても、よりよいものにしていくためのプロジェクトチームにしたいと考えている。〈事務局〉

教育の場でもこういったコーディネーター的な役割が求められていると思う。コーディネート力や発信力といったものが見えるような形にしていてもらいたい。〈伊東委員〉

会議に出席するのなら責任を持って取り組むという形にしてほしい。〈小島委員〉

⇒以下のとおり修正（本編15、31ページ）

- 日本で成長していく子どもたちが夢を実現させるためには、年齢や通学・進学状況などに応じて施策を実施していく必要があります。外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置し、子どもたちをサポートしているNPOなどの関係者の意見を聞きながら、より効果的に施策が実施できるよう検討していきます。

外国人県民の子どもたちの教育に関するプロジェクトチームの設置	外国人県民の子どもたちに対する施策を総合的・体系的に実施するため、関係部局から成るプロジェクトチームを設置します。また、関係部局以外の関係者からも意見を聴取し、効果的な施策の実施について検討し、検討結果を公表していきます。
--------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議論 27 防災対策

防災についてだが、施策の方向に愛知県地域防災計画に基づいて支援を行うと書いてあり、そのとおりだとは思う。6 時間以内に外国公館と連絡を取り合い、12 時間以内に多言語での情報発信を始めて、24 時間以内に愛知県国際交流協会と相談対応をするという内容になっている。しかし、現状の実施体制では無理だと感じているし、本当に実施可能なのかという検証もされていないし、訓練も一度もされていない。やはり実地訓練をしないと難しいと思うので、今後はそういった訓練もきちんとやってほしい。

また、地震だけでなく風水害などに対する備えも必要である。先日の台風では、県内に 54 市町村ある中で、名古屋国際センターが 1~2 回多言語で情報を発信しただけであったと聞いている。昨年の台風の際には、そもそも多くの自治体のサーバーがダウンしてしまった。風水害も確実に起こりうるので、対応していく必要がある。

愛知県地域防災計画では、担当部局が防災局と健康福祉部になっている。そうすると、やはり要援護者の中でも高齢者や障害者に向けた対応が中心となってきて、外国人については国際交流協会を支援すると書いてあるのみである。具体的には記載もないし、考えられていないと思う。考えていかなければならない。＜土井委員＞

防災では訓練して、顔をつなげておくということが求められる。＜池上委員＞

災害の関係では、県では県の地域防災計画に基づいて色々であるが、各市町村でもそれぞれの計画に基づいて行動することとなっている。

豊橋市では、ブラジル人が多いという状況も踏まえて、自治会などを含めて独自で取組を定めている。そのあたりを踏まえて「市町村と連携して」等の文言を入れてもらえるといい。＜倉橋委員＞

⇒以下のとおり修正（本編 23 ページ）。

- 地震や風水害などの災害時に外国人県民へ適切に対応するため、愛知県地域防災計画に基づく支援対策を着実に実施します。
- 平時から、市町村などと連携して、外国人県民に対して、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、防災訓練などへの参加を促進することにより、災害時には、要援護者としてではなく、支援者としても活動できる人材を育成していきます。また、外国人県民も地域活動の担い手となる場のひとつとして、防災訓練を活用し、企画段階から外国人県民も関わっていけるよう働きかけていきます。
- ...
- また、外国人支援ボランティアまたは語学ボランティアを避難所などに派遣するとともに、平時より訓練などを行い、ボランティアのネットワークを構築し、支援体制の整備を推進します。災害情報や支援情報をより広く提供するために、マスコミとの連携も検討していきます。

議論 28 プランの多言語化

12 月にパブリックコメントに出すとのことだが、最近では外国人もそういうものに参加したいという話もある。しかし、日本語がなかなか読めなかったり理解できなかったりするし、結構日本語が読み書きできる人でも難しい。外国人でも意見を出せるような体制をとってほしい。〈大島委員〉

全部やるのか、概要版だけ外国人向けに対応するのかなどもあると思う。現行プラン策定時には、外国人向けに対応はしたのか。〈池上委員〉

日本語のみでの対応となっていた。〈事務局〉

静岡県では全部ではないが、概要については多言語で実施した。〈池上委員〉

多言語化については予算の問題もあるが、最低でもふりがなをつけるようにしたい。〈事務局〉

⇒パブリックコメントでは予算の関係からふりがなをつけるのみとするが、概要版は多言語化する。

議論 29 プランの周知

日本人についても、ウェブに掲載しているので見てほしいというだけでは、なかなか意見を出しづらいかと思う。名古屋市のプランでは、一度、名古屋国際センターでセミナー形式でやり、そこで説明して見てもらった。何度かそういった出張説明会のような機会を設けることができればいいと思う。〈土井委員〉

庁内の調整には時間がかかるので、日程的に考えると難しいかもしれないが、努力したい。〈事務局〉

パブリックコメント期間は、最低でも 1 ヶ月となっている。その期間中に 1 回でも対面式で説明会などをできたらと思う。NPOとして協力することもできる。〈土井委員〉

既存の勉強会などに出張していくということもありかと思うし、それが連携のきっかけにもなると思う。〈池上委員〉

特に、策定にあたって外国人のコミュニティなどにアンケートに協力してもらっているので、その内容がどう反映されているのかというレスポンスとしてもやってほしいと思う。〈土井委員〉

⇒実施する方向で検討します。